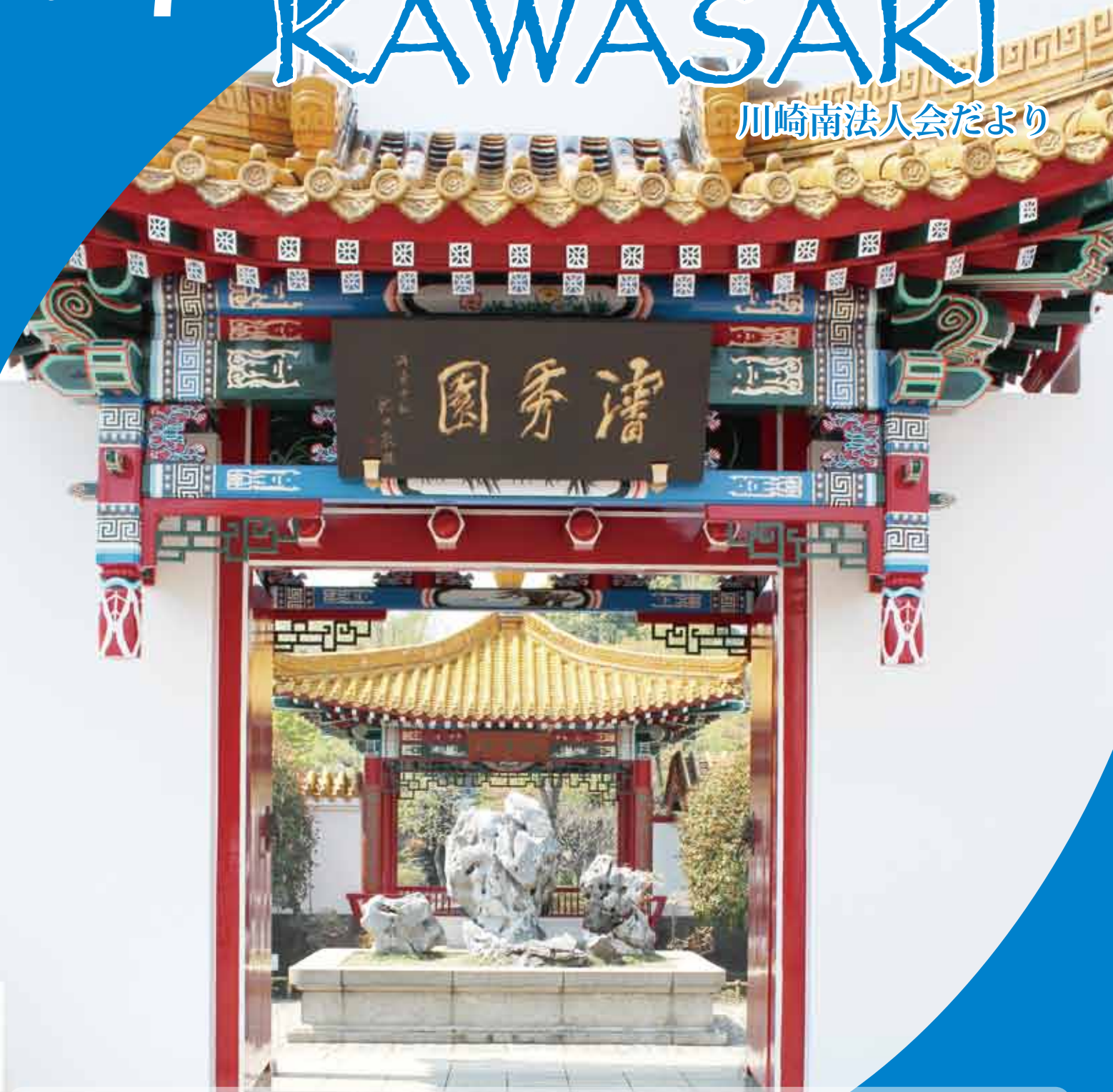


2014

7

KAWASAKI

川崎南法人会だより



第2回通常総会開催……………2	誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの? ……16
会員増強に伴う感謝状の贈呈……………3	税のQ & A……………17
平成25年度事業報告……………4	法人会功労者表彰式／法人会の活動報告……………18
平成26年度事業計画……………5	～珍しい「足外来」があるのをご存知ですか?～……………20
平成26年度収支予算……………8	税務署からのお知らせ……………21
正味財産増減計算書……………9	防衛省からのお知らせ……………22
税制改正アンケート集計結果……………10	新入会員のご紹介・行事予定……………23
みんなの党の二つのミス……………14	
新開発の緊急消防車両、続々配備／指揮拠点、 水陸両用など／大震災の教訓活かす……………15	



第2回 通常総会開催



梶川修司 会長

6月11日（水）公益社団法人川崎南法人会（会長 梶川修司）第2回通常総会が川崎日航ホテルにて開催された。

村松久総務副委員長の司会により梶川修司会長を議長として、石川弘行総務委員長より報告事項として①「平成25年度事業報告」②「平成26年度事業計画」③「平成26年度収支予算」が報告された。続いて決議事項として「平成25年度収支決算及び監査報告承認の件」が石川総務委員長より報告され、満場一致で原案どおり可決承認された。

次に平成25年度会員増強の表彰に移り、会長から会員増強にご尽力された6名

の方々と大同生命保険株式会社川崎南支部、AIU損害保険株式会社首都圏地域事業本部横浜支店に対しても、会長から感謝状と記念品が贈呈された。

来賓の挨拶としては、川崎南税務署の木村明彦署長の祝辞、神奈川県川崎市税務所の大島雅弘所長、東京地方税理士会川崎南支部の木島裕子支部長などからご挨拶をいただいた。



杉山副会長 開会の挨拶



川崎南税務署 木村署長



川崎市税務所 大島所長



東京地方税理士会 木島支部長



講演会講師 与良正男氏

第2部講演会は講師に毎日新聞論説室専門編集委員の与良正男氏を迎えて「日本経済の展望と政治のゆくえ」と題して講演を行った。

第3部懇親会では、川崎商工会議所副会頭 大山様よりご祝辞をいただき、川崎南税務署副署長 松沢様の乾杯のご発声により懇親会が開催された。

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部

(順不同)

【金 賞】

株式会社 一心屋 島崎ハル子 様

【銀 賞】

第一ハウジング 株式会社 加藤 豊 様

【銅 賞】

島田電設工業 株式会社 島田 典子 様

A. M自動車工業 株式会社 青木 一孝 様

岩瀬工業 株式会社 岩瀬 雪男 様

株式会社 だるま保険企画 斎藤 賢一 様

【努力賞】

千代田興業 株式会社 伊東 隆志 様

杉山産業 株式会社 杉山 新 様

株式会社 阿部石材店 阿部 勝 様

菊三建設 株式会社 中村 光一 様

株式会社 石川商事 石川 弘行 様

株式会社 菊池電業社 菊池 敏子 様

寺尾サッシ工業 株式会社 寺尾 巖 様

株式会社 ナカコウジ 中小路信明 様

有限会社 佐久間商事 佐久間喜久子 様

株式会社 大貫商店 大貫 益代 様

株式会社 川崎保険センター 小林 剛一 様

団体の部

【銀 賞】

東第3支部 支部長 高木 清隆 様

【特別賞】

女性部会 部会長 島崎ハル子 様

受託保険会社感謝状

大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様

AIU損害保険株式会社

首都圏地域事業本部 横浜支店 様

県連福利厚生制度受託会社推進員及び代理店

大同生命保険 株式会社

新横浜支社 峯 美津子 様

AIU損害保険株式会社 横浜支店

株式会社ジーアンドケイアソシエイツ 様



7つの 間違い探し

* 右の絵と左の絵には相違点が7か所あります。見つけられますか？ (答えは4頁にあります)

【作者紹介】

神谷一郎 (かみや・いちろう) イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニャックサイバー」(グラフィック社刊)。

(1)報告事項 ①平成25年度事業報告の件

平成25年度事業報告書

1. 概況

平成25年度の日本経済政策は大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資喚起による成長戦略という「3本の矢」による一体的な取組の政策効果から、家計や企業のマインドが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がって来ている。

こうした中で、当会は、健全な納税者団体として納税意識の高揚、会員の研鑽及び地域に密着した貢献を図り、事業計画を達成するため事業活動を展開いたしました。特に、移行後の運営については、法令・定款等を遵守した会の運営、又事業の公益性を高めることを意識して取り組んでまいりました。

2. 組織関係

本部役員及び共益事業推進委員会をはじめ、支部役員、部会役員及び受託保険会社推進員が一丸となり、法人会基盤である会員増強運動を推進した結果、平成26年3月末現在は以下の通りです。

	H25/4/1	入 会	退 会	H26/3/31	法人会員数
正会員	2,946 社	60 社	136 社	2,870 社	2,933 社
賛助法人	65 社	0 社	2 社	63 社	
賛助個人	0 社	4 社	0 社	4 社	

3. 事業関係

(1) 税知識の普及を目的とする事業

新設法人説明会では、新たに設立された企業に対し、税務上必要な申請・届出等の手続きをはじめ、事業の開始に際しての法人税法上の留意点等についての説明会を開催し、また、決算法人説明会では、決算月を迎えた全法人を対象に税制改正事項等決算手続を行うに当たり、適正な法人税等の申告が行われることを目的とした説明会を実施しました。租税教室では、女性部会員等が一般来場者（小学生とその親）を対象に租税教育用のビデオ鑑賞、税金クイズ等を実施し、参加者に税の大切さを理解してもらうことを目的に開催しました。開催等の告知には、ホームページ、広報誌、タウンニュース等に掲載し、税知識の普及に努めました。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

当会では租税教育活動として、小学生の児童を対象に各学校での租税教室、また市及び区の催事等において、パソコンによる税金クイズ、税に関する絵はがきコンクールの実施等、将来の社会を支える子どもたちに税についての理解と啓発の機会を提供する活動を行いました。

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

当会では、各法人会会員から税制・財政などのアンケート（実施）を通じて、税法の改正意見や要望を収集し税制委員会で、その意見を取りまとめて税制改正要望書を作成し、全国法人会総連合を通して関係機関等に対して要望活動を行ないました。

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

当管内の全法人を対象に経理担当者、新経理担当となった者に帳簿のつけ方、決算書の作成方法、誤りのない経理処理により健全な企業会計等を学ぶために税制セミナーあるいは、実務経理セミナー、初級簿記講習会、研修会セミナー等を実施しました。

(5) 地域社会への貢献を目的とする事業

当管内の地域住民及び全法人の従業員を対象に交流による地域の発展・活性化を目的に毎年大盛況の米海軍第七艦隊音楽隊コンサートをはじめ、健康セミナー及び救急救命講習会等を実施、開催時の告知にはホームページ、広報誌及び地域情報誌のタウンニュース等を通じて広く公開しました。

(6) 会員交流に資するための事業

会員間（各支部・部会）の交流を目的として、情報交換や相互の親睦事業を実施しました。

(7) 会員の福利厚生等に資する事業

会員の福利厚生事業として、地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のための普及推進に努めました。

(1)報告事項 ②平成26年度事業計画の件

平成26年度事業計画

I 基本方針

(公益事業の推進)

- (1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

(税務行政への協力)

- (2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

- (3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

- (4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

II 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
(2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。
(2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、公益事業の充実を図る。
(3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。
(2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに、公益法人として積極的な広報に努める。
(2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、積極的に研修会等を開催し、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
(3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児

童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

III 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業（公益1-1）

(1) 新設法人説明会

- 目的 新たに法人として設立された企業に対し、税務上必要な諸届けなどの手続きをはじめ、事業の開始に際して法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として実施。

- 対象 川崎南税務署管内に新たに設立された全法人を対象、2ヶ月に1回開催

(2) 決算法人説明会

- 目的 決算月を迎えた法人企業に対し、税制改正事項等決算手続を行うに当たり留意点等を説明し、適切な法人税等の申告が行なわれることを目的として実施。

- 対象 川崎南税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象、毎月1回開催

(3) 租税教室

- 目的 川崎南税務署管内の小学生を対象に、国税当局作成の租税教育用ビデオ及び全国法人会総連合会作成の紙芝居を教材として使用するとともに、川崎南税務署広報広聴担当官、当会役員等が講師になり、税金クイズ等身近な事例を解説し、税についての大切さを感じてもらうことを目的として実施。

- 対象 川崎南税務署管内の小学生を対象に、年4回開催

(4) 法人税申告書の見方・書き方研修会

- 目的 法人税申告書に記載されている内容を理解すること、さらに自主申告ができるよう、例題を使って申告書作成の手順を学ぶ。講師は、川崎南税務署法人課税第一部門担当官に依頼。

- 対象 川崎南税務署管内の全法人企業を対象に、年1度5回連続の講座として開催

(5) 女性部会税務研修会

- 目的 法人税にとらわれることなく、様々な税を研修のテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につける。講師は、川崎南税務署長、担当官等に依頼。

- 対象 一般・女性部会会員を対象、年2回開催。

(6) 源泉部会税務研修会

- 目的 主に源泉所得税に関する適正な取り扱いを研修テーマに取り上げ、企業の実務担当者としての資質の向上に努める。講師は、川崎南税務署法人課税第二部門担当官及び社会保険労務士が担当。

- 対象 一般・源泉部会員、年8回開催

(7) 支部税務研修会

- 目的 税務・会計等を研修のテーマに取り上げ、地域企業の健全な発展を目的に各支部年1回程度実施している。講師は、川崎南税務署各部門担当官に依頼

- 対象 一般・支部会員、支部地域の法人企業

2 納税意識の高揚を目的とする事業（公益 1－2）

（1）税の絵はがきコンクール

目的 小学校の児童を対象に、税に関する絵はがきを募集し、税についての理解と意識啓発の機会を提供することを目的として実施する。

対象 当管轄区域内の小学校の児童を対象に実施する。

（2）納税表彰式

目的 川崎南税務署が行う納税表彰式は、納税協力団体の活動を積極的に行い納税意識の高揚ならびに税知識の普及推進に対し、申告と納税、広報等の協力者に対し、川崎南税務署及び関係団体の各長より表彰が行われる。

対象 表彰対象者・当会役員

（3）「税を考える週間」広報活動

目的 国税局の「税を考える週間」協賛行事の一環として、川崎区、幸区を中心とした企業、地域住民等を対象に政治、税制等一般教養をテーマにした講演会を実施。地域の住民の納税意識の高揚を図ることを目的として実施する。

対象 川崎南税務署管内の全法人及び地域住民

（4）川崎市民祭り租税教育活動

目的 川崎市民祭り実行委員会主催イベントに参加し、一般来場者（小学生とその親）を対象にパソコンによる税金クイズや税に関する絵はがきコンクールを実施。税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さと正しい税知識の普及推進を図ることを目的としている。税務六団体が共同して参加。税金クイズは川崎南税務署担当官が作成。

対象 一般来場者、子ども

（5）税に関する作文の表彰

目的 「税を考える週間」行事の一環として、川崎南税務署管内の中学生を対象に「税」をテーマに作文募集を行い、優れた作品を表彰する。表彰式には関係者が多数出席し、将来の社会を支える若者にさらなる税についての理解と意識啓発の機会を提供する。

対象 川崎南税務署管内の中学生、川崎市租税教育推進協議会として活動に参加・作文募集の主体は全国納税貯蓄組合連合会

（6）機関誌による税情報の発信

機関誌「かわさき」は年 6 回、1 回当たり 3,500 部発行し、川崎南税務署、川崎県税事務所、川崎消防署、川崎市等が提供する税に関する情報、改正事項等の掲載を積極的に図り、公共機関、金融機関、会員企業等に無料配布する。

（7）幸区民祭り租税教育活動

目的 川崎市幸区役所主催イベントに参加し、一般来場者（小学生とその親）を対象にパソコンによる税金クイズや税に関する絵はがきコンクールを実施。税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さと正しい税知識の普及推進を図ることを目的としている。税務六団体が共同して参加。税金クイズは川崎南税務署担当官が作成。

対象 一般来場者、子ども

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業（公益 1－3）

（1）税制改正の提言関係機関への提出

目的 会員からの税制、財政などについてのアンケートを

通じて、税法の改正意見や国及び地方の財政の健全化のための意見を収集し、税制改正要望事項を取りまとめて、一般社団法人神奈川県法人会連合会へ上申する。公益財団法人全国法人会総連合は、全国からの要望意見を取りまとめ、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関に対し要望活動を実施する。全国の中小企業の税負担の軽減と適正公平な課税の実現を目的として実施する。

対象 神奈川県第 10 区選出国會議員、川崎市の首長・議会議長を対象に提言書渡す。

（2）三者会議

目的 新設法人説明会等の共催事業の運営、e-Tax、租税教育等について意見交換を行い、税務行政の円滑な執行に資することを目的として実施する。

対象 川崎南税務署の幹部職員及び東京地方税理士会川崎南支部の幹部役員と当会役員を対象に年 1 回開催する。

（3）全国青年の集い

目的 全国青年経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換や意見交換を行い、租税教育や教育問題等に対し、今後の活動をより充実したものにする目的で開催。当会からも代表が参加。

対象 全国の青年部会代表を対象として開催される。

（4）全国女性フォーラム

目的 全国的女性経営者が集い、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。租税教育や教育問題等に対し、創意工夫に富んだ事例発表から、ノウハウや解決すべき実施上の問題点を学び、今後の活動に活かす目的で開催する。当会からも代表者は出席する。

対象 全国的女性部会代表者対象として開催される。

1 地域企業の健全な発展に資する事業（公益 2）

（1）実務経理セミナー

目的 経理担当者を対象に、会計業務、社会保険、源泉税など、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとするを目的。

対象 川崎南税務署管内の全法人の経理担当者、新たに経理担当となった者を対象に 10 回シリーズで開催する。

（2）初級簿記講習会

目的 経理担当者、あらたに経理担当となった者を対象に、豊富な具体例による様々な仕訳処理を学習し、帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとするを目的。

対象 川崎南税務署管内の全法人の経理担当者、新たに経理担当となった者を対象に年 2 回 10 回シリーズで開催する。

（3）パソコン講習会

目的 手書きの帳簿による日々の会計事務効率化を考えて、迅速・正確な経理処理により企業会計を健全なものとするを目的に実施する。

対象 川崎南税務署管内の全法人の経理担当者

（4）研修会セミナー

目的 各種研修会は、会活動の大きな柱であり、会員のニ

ーズに応じた研修内の充実を図るとともに、研修参加人員の増大を図る。公益法人として、より一層の公益性を高めるために、会員企業に加えて一般市民にも対象を広げた研修会を開催する。

対象 川崎南税務署管内の全法人および一般を対象とし、年4回開催する。

(5) インターネットセミナー

目的 誰でも閲覧可能なインターネットセミナーによるホームページで、映像と音声によるセミナーを受講、社員教育や経営者の自己研鑽などを目的としている。

対象 法人および一般を対象、24時間アクセス可能。

(6) 青年経営者のための実務セミナー

目的 地域企業の健全な発展を目的として、税務・会計・経営等、青年経営者を対象に、必要テーマを選定し実施。

対象 川崎南税務署管内の青年経営者を対象に年2回開催する。

(7) 無料税務・法律相談

目的 川崎南税務署管内の全法人を対象に、税務、法律及び労務全般について、各企業が抱える様々な問題を当該各分野について専門家と個別に相談する機会を提供し、解決の助力をすることを目的としている。

対象 一般・川崎南税務署管内の法人企業。

1 地域社会への貢献を目的とする事業（公益 3）

(1) 県連植樹及び下草刈りへの参加

目的 神奈川県が森林を保全し、良好な水資源を確保することを目的に実施している水資源確保のための植林事業の中で、神奈川県法人会連合会が実施している「ヤビツ水源県民交流の森づくり」に県下各法人会会員とともに参加し、秦野市寺山地区内で広葉樹の苗木の植林や下草刈りを実施する。

対象 一般参加者及び神奈川県内の各法人会役員を対象として7月に実施する。

(2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート

目的 米海軍第七艦隊音楽隊コンサートは、川崎南税務署管内の全法人、従業員並びに地域住民を対象に交流による地域発展・活性化を目的とする。

対象 地域住民及び川崎南税務署管内の会員企業を対象。年1回 9月開催

(3) 健康セミナー

目的 支部活動の一環として、当該地域企業の経営者、従業員ならびに地域住民の健康向上のため、身近なテーマを選定しセミナーを実施。成人病予防、インフルエンザへの適切な対処方法を学ぶ。講師は、川崎南税務署管内の専門医師等、選定したテーマについての専門家に依頼。

対象 会員・その家族並びに従業員・一般

(4) 救急救命講習会

目的 傷病者が発生したとき、放置することなく、誰かがすぐに手当を行うような社会にすることが必要で、そのためには、まず、自分自身が応急手当の正しい知識と技術を覚え実行することの大切さ、他人を助ける尊い心が原点です。

対象 川崎南税務署管内の会員その家族並びに従業員・一般

1 会員の交流及び福利厚生に資するための事業（共益）

(1) 新年賀詞交歓会

目的 新年を迎えるにあたり地域の経営者が集い、情報交換、名刺交換並びに旧交をあたためることを目的として開催

対象 会員

(2) 支部ゴルフ大会

目的 ゴルフを通じて地域の経営者としての情報交換を行うとともに会員の交流を図る。

対象 会員、年2回開催

(3) 本部・支部施設見学会

目的 本部・支部ではバスなどを利用し、経営者に役立つ話題の施設等の見学会を行う。車中では、税務研修を行い、税に関する知識を深めるとともに会員交流を深めることを目的に実施。

対象 会員

(4) 部会施設見学会

目的 青年部会・女性部会・源泉部会では、バスなどを利用し経営に役立つ話題の施設等の見学を行う。車中では税務研修を行い、税に関する知識を深めることを目的に実施。

対象 青年部会員・女性部会員・源泉部会員

(5) 支部企業交流会

目的 各支部では、それぞれ夏季や年末等の税務研修会や会員増強などを行い、終了後に支部に所属する会員の一層の親交を深めることを目的に交流会を実施。

対象 会員

(6) 部会企業交流会

目的 青年部会、女性部会、源泉部会ではそれぞれ夏季や年末等に税務研修会や経営研修などを行い、終了後に部会員の親交を深めることを目的に交流会を実施。

対象 青年部会員、女性部会員、源泉部会員

(7) 理事・委員会・委員

目的 当会の運営に携わっている役員、委員会委員、支部役員、部会員、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うとともに、交流を図ることを目的に開催。

対象 本部役員、委員会役員、部会員、支部役員

(8) 会員増強事業

目的 当会として地域社会に貢献すべく公益性を推進するためには活動を支える会員実数を確保することが目的。

対象 役員、部会員、支部役員

(9) 支部報告会

目的 各支部で、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うとともに、交流を図ることを目的に開催。

対象 支部役員、支部会員

(10) 経営者大型保障制度の普及推進

目的 経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭った場合に、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会制度。地域企業の福利厚生制度の充実と経営の安定化のため普及推進に努めている。引受保険会社は大同生命保険株式会社。

対象 会員

(1 1) ビジネスガードの普及推進(旧経営者保全プラン)

目的 政府労災保険の上乗せ補償制度の「アットワークハイパー任意労災」、万が一の個人情報漏洩対策プラン、大規模な地震に企業として備える「プロパティガード地震対策プラン」、企業向け第三者賠償保険「企業賠償保険スターズ」。地域企業の万が一に備え、経営の安定化のため普及推進に努めている。引受保険会社はA I U保険会社。

対象 会員ならびにその従業員

(1 2) がん保険制度の普及推進

目的 法人会に加入する企業で働く個人のための福利厚生制度。「がん保険」、医療保険制度の「EVER」、「WAYS」がある。地域企業で働く者の万が一に備え、普及推進に努めている。引受保険会社はアフラック保険会社。

対象 会員を対象として実施する。

(1 3) 貸倒保険制度の普及推進

目的 会員企業の取引の法的な倒産、又は、遅延の発生等により売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保険制度を企業の不測の事態への対処と経営の安定化を目的として普及推進する。

対象 会員を対象として実施する。

(1 4) 成人病診断事業

当該制度は、財団法人全日本労働福祉協会の制度で、会員企業の経営者及び従業員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するものである。当会は、地域企業の充実のため普及推進し、財団法人全日本労働福祉協会より手数料収入を得ている。

(1 5) 総合火災共済

当該制度は、神奈川県火災共済協同組合の制度で、日常のさまざまな事故や気象災害の損害にたいして補償するものである。当会は、地域企業の充実のため普及推進し、神奈川県火災共済協同組合より手数料収入を得ている。

(1 6) 福利厚生共済

当該制度は、神奈川県経営者福祉振興財団の制度で、中小企業の役員や従業員の日常のさまざまな事故等にたいして経済的補償と安定を図るものである。当会は、地域企業の充実のため普及推進し、神奈川県経営者福祉振興財団より手数料収入を得ている。

(1 7) 自動車共済

当該制度は、神奈川県中小企業共済組合の制度で、法人所有または役員や従業員の所有にかかわらず、同一のサービスを提供するものである。当会は、地域企業の充実のため普及推進し、神奈川県中小企業共済協同組合より手数料収入を得ている。

(1)報告事項 ③平成26年度収支予算の件

収 支 予 算 書

平成26年 4 月 1 日～平成27年 3 月31日まで

(単位:円)			
科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	23,000	25,000	-2,000
特定資産受取利息	23,000	25,000	-2,000
受取会費	28,800,000	29,500,000	-700,000
正会員受取会費	27,900,000	29,500,000	-1,600,000
賛助会員受取会費	900,000	0	900,000
事業収益	4,508,900	4,878,000	-369,100
研修事業収益	503,400	551,000	-47,600
福利厚生事業収益	5,000	20,000	-15,000
成人病診断事業収益	340,000	370,000	-30,000
共済保険代理事業収益	1,000,000	1,120,000	-120,000
その他の事業収益	2,660,500	2,817,000	-156,500
受取補助金等	14,729,300	14,436,800	292,500
受取県連補助金	1,000,000	1,330,000	-330,000
受取全法連助成金振替額	13,729,300	13,106,800	622,500
受取負担金	47,000	44,000	3,000
青年部会負担金	47,000	44,000	3,000
雑収益	1,084,000	1,134,100	-50,100
受取利息	2,000	1,100	900
広告料収益	460,000	410,000	50,000
雑収益	622,000	723,000	-101,000
経常収益計	49,192,200	50,017,900	-825,700
(2) 経常費用			
事業費	21,259,030	22,373,518	-1,114,488
会議費	4,845,310	5,970,329	-1,125,019
旅費交通費	931,090	707,400	223,690
通信運搬費	903,500	724,545	178,955
消耗品費	1,490,510	1,622,790	-132,280
印刷製本費	3,037,200	2,777,100	260,100
謝礼金	3,603,680	3,685,800	-82,120
支払負担金	780,490	781,600	-1,110
委託費	4,240,550	4,372,754	-132,204
会場費	1,213,700	1,143,200	70,500
支払手数料	210,000	578,000	-368,000
雑費	3,000	10,000	-7,000
管理費	28,343,526	28,183,734	159,792
給料手当	17,300,000	17,100,000	200,000
退職給付費用	456,000	336,000	120,000
福利厚生費	2,600,000	2,923,000	-323,000
旅費交通費	700,000	787,000	-87,000
通信運搬費	550,000	636,000	-86,000
減価償却費	207,526	76,734	130,792
消耗什器備品費	200,000	190,000	10,000
消耗品費	600,000	409,000	191,000

(単位:円)			
科 目	予算額	前年度予算額	増 減
修繕費	210,000	151,000	59,000
印刷製本費	500,000	602,000	-102,000
光熱水料費	318,000	305,000	13,000
賃借料	1,830,000	1,800,000	30,000
保険料	172,000	5,000	167,000
租税公課	0	70,000	-70,000
支払負担金	30,000	30,000	0
事務委託費	450,000	500,000	-50,000
広告宣伝費	50,000	218,000	-168,000
渉外費	200,000	190,000	10,000
慶弔費	100,000	50,000	50,000
リース料	500,000	568,000	-68,000
事務所管理費	450,000	438,000	12,000
新聞図書費	60,000	59,000	1,000
支払手数料	350,000	319,000	31,000
諸会費	450,000	267,000	183,000
雑費	60,000	154,000	-94,000
経常費用計	49,602,556	50,557,252	-954,696
評価損益等調整前当期経常増減額	-410,356	-539,352	128,996
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	-410,356	-539,352	128,996
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-410,356	-539,352	128,996
法人税、住民税及び事業税	70,000	0	70,000
当期一般正味財産増減額	-480,356	-539,352	58,996
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	-480,356	-539,352	58,996
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	13,106,800	-13,106,800
受取全法連助成金	0	13,106,800	-13,106,800
一般正味財産への振替額	0	-13,106,800	13,106,800
一般正味財産への振替額	0	-13,106,800	13,106,800
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	-480,356	-539,352	58,996

(2)決議事項第1号議案 平成25年度収支決算報告承認の件

正味財産増減計算書

平成25年4月1日～平成26年3月31日まで

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	10,000,000	-10,000,000
基本財産受取利息	0	10,000,000	-10,000,000
特定資産運用益	27,585	29,945	-2,360
特定資産受取利息	27,585	29,945	-2,360
受取会費	29,346,800	30,120,750	-773,950
正会員受取会費	29,346,800	30,120,750	-773,950
事業収益	4,334,280	4,129,784	204,496
研修事業収益	485,400	512,200	-26,800
福利厚生事業収益	4,580	31,117	-26,537
成人病検診事業収益	431,560	441,400	-9,840
共済保険代理事業収益	957,040	1,178,947	-221,907
その他の事業収益	2,455,700	1,966,120	489,580
受取補助金等	14,052,739	14,657,911	-605,172
受取果連補助金	945,939	1,394,211	-448,272
受取全法連助成金振替額	13,106,800	13,263,700	-156,900
受取負担金	47,000	44,000	3,000
青年部会負担金	47,000	44,000	3,000
雑収益	1,161,304	1,153,621	7,683
受取利息	1,884	2,312	-428
広告料収益	436,420	432,220	4,200
雑収益	723,000	719,089	3,911
経常収益計	48,969,708	60,136,011	-11,166,303
(2) 経常費用			
事業費	46,769,151	45,421,347	1,347,804
給料手当	14,997,178	14,819,049	178,129
退職給付費用	98,448	0	98,448
退職給付共済掛金	291,312	290,797	515
福利厚生費	2,166,699	2,343,987	-177,288
会議費	5,413,929	6,528,654	-1,114,725
旅費交通費	1,275,591	1,313,032	-37,441
通信運搬費	1,566,424	1,243,264	323,160
減価償却費	116,776	134,652	-17,876
消耗什器備品費	0	43,545	-43,545
消耗品費	2,970,910	1,989,387	981,523
修繕費	264,489	241,787	22,702
印刷製本費	3,155,211	2,993,292	161,919
光熱水料費	279,382	265,897	13,485
賃借料	1,540,763	1,538,235	2,528
保険料	149,045	3,943	145,102
諸謝金	3,733,283	3,222,050	511,233
支払負担金	786,600	1,139,550	-352,950
委託費	4,493,347	3,608,132	885,215
事務委託費	438,383	447,497	-9,114
会場費	1,353,080	1,196,540	156,540
広告宣伝費	255,084	43,273	211,811
リース料	397,009	482,064	-85,055
事務所管理費	374,884	374,303	581
新聞図書費	63,713	53,260	10,453
支払手数料	529,569	950,494	-420,925
雑費	58,042	154,663	-96,621
管理費	4,605,027	4,531,559	73,468
給料手当	2,300,605	2,303,539	-2,934
退職給付費用	15,102	0	15,102
退職給付共済掛金	44,688	45,203	-515
福利厚生費	332,377	364,360	-31,983
旅費交通費	102,832	105,734	-2,902
通信運搬費	89,729	82,520	7,209
減価償却費	17,760	20,476	-2,716
消耗什器備品費	0	6,622	-6,622
消耗品費	113,698	69,594	44,104
修繕費	40,221	36,768	3,453
印刷製本費	66,480	35,133	31,347
光熱水料費	42,488	40,436	2,052
賃借料	263,409	261,765	1,644
保険料	22,667	670	21,997
支払負担金	30,000	30,000	0
事務委託費	66,667	68,053	-1,386
広告宣伝費	6,916	6,727	189
渉外費	368,822	344,824	23,998
慶弔費	153,742	158,750	-5,008
リース料	60,375	73,310	-12,935
事務所管理費	64,092	63,697	395
新聞図書費	9,691	8,100	1,591
支払手数料	49,022	43,290	5,732
諸会費	335,200	339,200	-4,000
雑費	8,444	22,788	-14,344
経常費用計	51,374,178	49,952,906	1,421,272
評価損益等調整前当期経常増減額	-2,404,470	10,183,105	-12,587,575
基本財産評価損益等	0	-10,000,000	10,000,000
基本財産評価損益等	0	-10,000,000	10,000,000
評価損益等計	0	-10,000,000	10,000,000
当期経常増減額	-2,404,470	183,105	-2,587,575
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金取崩額	0	3,022,432	-3,022,432

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
退職給付引当金取崩額	0	3,022,432	-3,022,432
経常外収益計	0	3,022,432	-3,022,432
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	1	-1
什器備品売却損	0	1	-1
経常外費用計	0	1	-1
当期経常外増減額	0	3,022,431	-3,022,431
税引前当期一般正味財産増減額	-2,404,470	3,205,536	-5,610,006
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	-2,474,470	3,135,536	-5,610,006
一般正味財産期首残高	89,682,558	86,547,022	3,135,536
一般正味財産期末残高	87,208,088	89,682,558	-2,474,470
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	13,106,800	13,263,700	-156,900
受取全法連助成金	13,106,800	13,263,700	-156,900
一般正味財産への振替額	-13,106,800	-13,263,700	156,900
一般正味財産への振替額	-13,106,800	-13,263,700	156,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	87,208,088	89,682,558	-2,474,470

貸借対照表

平成26年3月31日現在A

(単位:円)			
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	18,445,793	21,371,851	-2,926,058
未収会費	50,400	0	50,400
前払金	458,000	281,000	177,000
流動資産合計	18,954,193	21,652,851	-2,698,658
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	3,113,550	3,000,000	113,550
会館建設引当資産	66,000,000	65,500,000	500,000
特定資産合計	69,113,550	68,500,000	613,550
(3) その他固定資産			
構築物	2	2	0
什器備品	307,009	287,405	19,604
電話加入権	200,300	200,300	0
出資金	4,000	4,000	0
保証金	2,400,000	2,400,000	0
その他固定資産合計	2,911,311	2,891,707	19,604
固定資産合計	72,024,861	71,391,707	633,154
資産合計	90,979,054	93,044,558	-2,065,504
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	402,500	110,100	292,400
職員預り金	254,916	251,900	3,016
流動負債合計	657,416	362,000	295,416
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,113,550	3,000,000	113,550
固定負債合計	3,113,550	3,000,000	113,550
負債合計	3,770,966	3,362,000	408,966
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	87,208,088	89,682,558	-2,474,470
一般正味財産合計	87,208,088	89,682,558	-2,474,470
(うち基本財産への充当額)	10,000,000	10,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	68,113,550	68,000,000	113,550
正味財産合計	87,208,088	89,682,558	-2,474,470
負債及び正味財産合計	90,979,054	93,044,558	-2,065,504

平成27年度 税制改正に関するアンケート集計結果

期 間：平成26年3月14日～5月16日 回答総数：9,492件

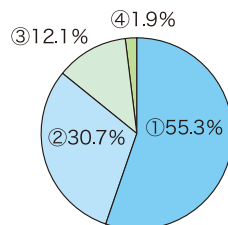
Q 1

法人税／法人実効税率

政府では、国際競争力の観点等から法人実効税率（現行35.6%）のさらなる引き下げについて検討を進めることとしていますが、どのように考えますか。

- ①実効税率を早急に20%台に引き下げるべき
- ②さらなる実効税率の引き下げは、中期的な課題として当面見送るべき
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	5,228	2,907	1,140	183	9,458
占 率	55.3%	30.7%	12.1%	1.9%	100.0%



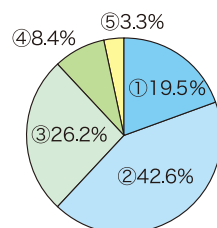
Q 2

法人税／減税財源

法人実効税率を1%引き下げるには約4,700億円の財源が必要との議論もあります。仮に法人実効税率を引き下げの場合、その減税財源についてどのように考えますか。

- ①法人税の課税ベースを拡大し、出来る限り法人税収のなかでカバーすべき
- ②他の税目を含めた税収全体のなかでカバーすべき
- ③財源は中長期的に考え、短期的な税収の補填にこだわる必要はない
- ④わからない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	1,841	4,022	2,474	796	312	9,445
占 率	19.5%	42.6%	26.2%	8.4%	3.3%	100.0%



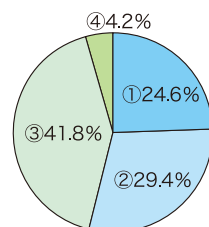
Q 3

法人税／所得拡大への対応

今回の税制改正では、復興特別法人税を廃止するとともに、所得拡大促進税制を拡充するなどして、企業の賃金上昇につなげることを一つの目的としています。あなたの会社では今年の賃上げ（定期昇給・ボーナス含む）についてどう対応しますか。

- ①賃上げをする
- ②賃上げを検討したい
- ③賃上げは困難である
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	2,322	2,781	3,957	399	9,459
占 率	24.6%	29.4%	41.8%	4.2%	100.0%



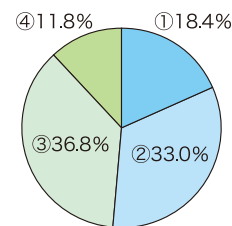
Q 4

法人税／設備投資への対応

今回の税制改正では、生産性の向上につながる設備への投資に対して即時償却又は税額控除ができる制度が創設されるとともに、中小企業対策として中小企業投資促進税制の拡充措置が講じられます。あなたの会社では本年度（4月以降）の設備投資についてどう対応しますか。

- ①設備投資をする
- ②設備投資を検討したい
- ③設備投資は困難である
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	1,744	3,126	3,485	1,110	9,465
占 率	18.4%	33.0%	36.8%	11.8%	100.0%



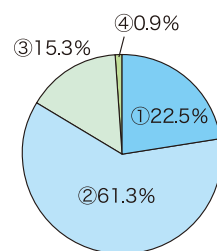
Q 5

法人税／交際費課税

今回の税制改正では、中小企業の交際費課税の特例（定額控除限度額800万円まで損金算入が可能）が2年延長されるとともに、大企業については、飲食のために支出した額の50%を損金算入できる措置が創設されます。交際費課税が軽減されたことにより、経済全体の活性化が図られると考えますか。

- ①経済の活性化にかなり貢献すると思う
- ②多少は経済の活性化につながると思う
- ③経済の活性化にはつながらないと思う
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	2,130	5,808	1,454	83	9,475
占 率	22.5%	61.3%	15.3%	0.9%	100.0%



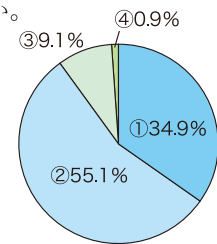
Q 6

消費税引き上げの景気への影響

本年4月より消費税率が8%に引き上げられます。税制・財政面で景気に配慮した様々な措置が講じられていますが、消費税引き上げの景気への影響についてどう考えますか。

- ①景気への影響は短期的で、すぐに回復すると思う
- ②景気への影響はしばらく続き、回復には時間がかかると思う
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	3,307	5,216	858	89	9,470
占 率	34.9%	55.1%	9.1%	0.9%	100.0%



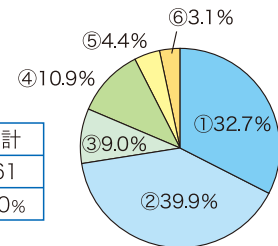
Q 7

消費税／価格転嫁

本年4月より消費税率が8%に引き上げられますが、あなたの会社の価格転嫁の状況についてお伺いします。

- ①全額転嫁できる
- ②大部分は転嫁できる
- ③半額程度は転嫁できる
- ④一部しか転嫁できない
- ⑤全く転嫁できない
- ⑥その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	合 計
回答数	3,095	3,773	850	1,035	420	288	9,461
占 率	32.7%	39.9%	9.0%	10.9%	4.4%	3.1%	100.0%



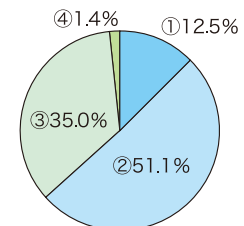
Q 8

消費税／転嫁対策

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のために「消費税転嫁対策特別措置法」が講じられました。転嫁対策として有効に機能していると思いますか。

- ①有効に機能している
- ②必ずしも十分ではない
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	1,180	4,839	3,319	130	9,468
占 率	12.5%	51.1%	35.0%	1.4%	100.0%



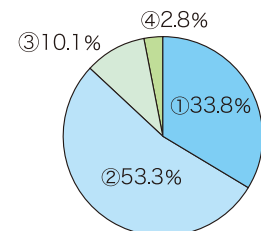
Q 9

消費税／軽減税率

税率10%時に低所得者対策として軽減税率を導入することが検討されています。軽減税率の導入についてどう考えますか。

- ①10%の段階で低所得者対策として軽減税率を導入すべき
- ②10%までは単一税率を維持すべき
(低所得者対策は、簡素な給付措置で対応する)
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	3,198	5,043	952	270	9,463
占 率	33.8%	53.3%	10.1%	2.8%	100.0%



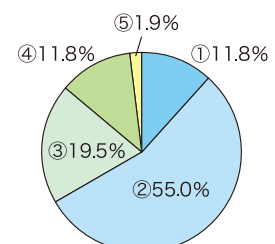
Q 10

消費税／事務負担

仮に軽減税率が導入された場合、税率毎に取引額を分けて経理処理するなど、特に中小企業の事務負担が増えることが指摘されています。あなたの会社では対応できますか。

- ①十分に対応できると思う
- ②問題はあるが対応できると思う
- ③対応できないと思う
- ④わからない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	1,117	5,203	1,845	1,119	181	9,465
占 率	11.8%	55.0%	19.5%	11.8%	1.9%	100.0%



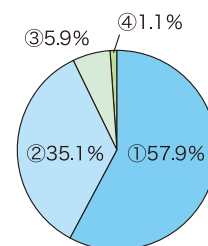
Q11

所得税／給与所得控除

今回の税制改正で、高所得の給与所得者（平成28年分は1,200万円超、平成29年分以後は1,000万円超）に係る給与所得控除の上限額が引き下げられることになりました。この措置についてどう考えますか。

- ①高所得者への課税強化はやむを得ない
- ②高所得者だけを対象にした課税強化はすべきでない
- ③わからない
- ④その他

	①	②	③	④	合 計
回答数	5,479	3,320	561	98	9,458
占 率	57.9%	35.1%	5.9%	1.1%	100.0%



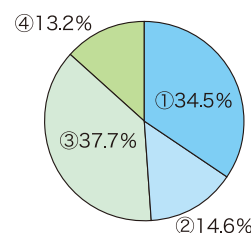
Q12

相続税・贈与税・納税猶予制度

昨年度の税制改正では、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用要件等の見直しが行われました（平成27年1月から適用）。今後、制度を利用したいと思いますか。

- ①利用したい（している）
- ②利用しない
- ③わからない
- ④その他（事業継承の予定はない 等）

	①	②	③	④	合 計
回答数	3,260	1,376	3,568	1,247	9,451
占 率	34.5%	14.6%	37.7%	13.2%	100.0%



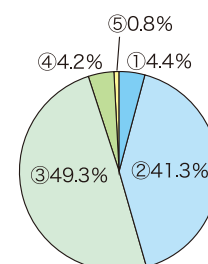
Q13

地方税／固定資産税①

地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われます。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税についてどう考えますか。

- ①地方の基幹税として課税強化を図るべき
- ②現状程度の負担でよいと思う
- ③負担感が重く、軽減の方で見直すべき
- ④わからない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	420	3,904	4,664	393	76	9,457
占 率	4.4%	41.3%	49.3%	4.2%	0.8%	100.0%



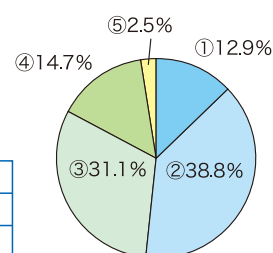
Q14

地方税／固定資産税②

仮に固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点は何ですか。

- ①商業用地等の評価は収益還元価格で評価すべき
- ②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に改めるべき
- ③償却資産（事業用資産）への課税を見直し、将来的には廃止すべき
- ④わからない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	1,209	3,638	2,918	1,384	233	9,382
占 率	12.9%	38.8%	31.1%	14.7%	2.5%	100.0%



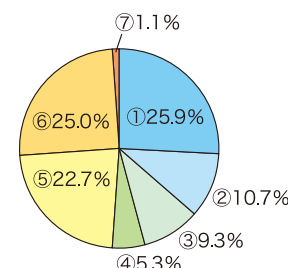
Q15

地方の行財政改革

行財政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ選んでください。

- ①国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ②地方税財源の充実
- ③道州制の検討など広域行政による効率化
- ④さらなる市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦その他

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合 計
回答数	4,570	1,890	1,639	937	3,998	4,417	190	17,641
占 率	25.9%	10.7%	9.3%	5.3%	22.7%	25.0%	1.1%	100.0%



Q16

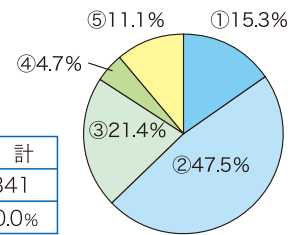
社会保障制度改革

社会保障制度の見直し検討にあたっては、膨張する社会保障関係費の抑制とそのための効率化・重点化など抜本的な見直しが不可欠です。優先的に取り組むべき検討事項を主要2大項目である「年金関係」「医療関係」から1つずつ選んでください。

イ. 年金関係

- ①年金支給開始年齢の引き上げ
- ②高所得者の年金給付の削減
- ③デフレ対応を含めた年金給付のマクロ経済スライドの徹底
- ④年金保険料の引き上げ
- ⑤その他

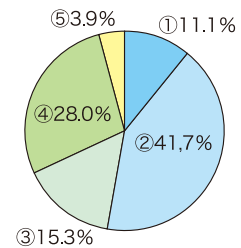
	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	1,430	4,437	1,996	437	1,041	9,341
占 率	15.3%	47.5%	21.4%	4.7%	11.1%	100.0%



ロ. 医療関係

- ①医療費窓口負担の引き上げ
- ②診療報酬の抑制と体系の見直し
- ③混合診療の解禁（保険診療と自由診療の併用）
- ④後発医療薬品（ジェネリック）の使用促進
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	1,039	3,893	1,428	2,616	363	9,339
占 率	11.1%	41.7%	15.3%	28.0%	3.9%	100.0%



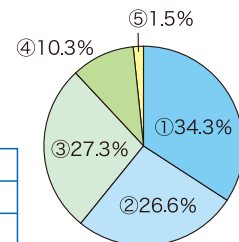
Q17

番号制度

社会保障・税番号制度については平成28年1月より運用が開始されますが、当面は、その利用範囲を社会保障、税、防災分野等での事務に限定することとなっています。今後の番号制度の利用についてどのように考えますか。

- ①社会保障、税、防災分野での利用にとどめるべき
- ②他の行政手続きも出来るように利用範囲を拡大すべき
- ③将来的には民間（医療・銀行等）の利用をも含めた幅広い活用をすべき
- ④わからない
- ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合 計
回答数	3,225	2,504	2,566	967	143	9,405
占 率	34.3%	26.6%	27.3%	10.3%	1.5%	100.0%



【アンケート回答者の属性情報】

①主たる業種

製造業	2,007名 (21.7%)
建設・土木・不動産	2,394名 (25.9%)
卸売・小売・飲食	2,108名 (22.8%)
サービス	1,805名 (19.6%)
その他	927名 (10.0%)

③従業員数

4人以下	1,732名 (18.8%)
5～19人	3,410名 (37.0%)
20～99人	2,985名 (31.5%)
100～299人	764名 (8.3%)
300人以上	407名 (4.4%)

②資本金

1千万円以下	3,973名 (43.4%)
1千万円超～5千万円以下	3,986名 (43.6%)
5千万円超～1億円以下	711名 (7.8%)
1億円超～3億円以下	147名 (1.6%)
3億円超～5億円以下	87名 (0.9%)
5億円超	243名 (2.7%)

④前事業年度の申告状況

黒字申告	6,302名 (68.6%)
赤字申告	2,149名 (23.4%)
回答保留・その他	733名 (8.0%)

みんなの党の二つのミス

PRコンサルタント 大津彬裕

みんなの党の渡辺喜美前代表が辞任した8億円借り入れ問題について、同党は4月下旬、党の検証委員会の調査結果を発表した。

「公職選挙法や政治資金規正法に違反する事実は認められなかった」という結論だった。借り入れの具体的な目的と用途について、詳細については「分からない」を繰り返すだけ。全容解明にはほど遠く、かえって不信を増幅させかねない内容となった（産経）。

本当の第三者委員会ならともかく、内部調査に対する外部の目は厳しい。外部の弁護士らも交じていたとはいえ、実質的には内部調査そのもので、当初から成果は期待する者はいなかったと言っていい。

「8億円もの金を何に使ったのか」。それが皆が最も知りたかったことだった。この疑問に対して具体的に詳細な説明はなく、ただ「違法性はなかった」と強調されても、信じようがない。

副産物として、渡辺氏が8億円とは別に、5者から計6億1500万円を借り入れていたことが分かった。ところが、プライバシーを理由にその身元は明らかにされなかった。

分かったことは、他党のカネの問題は厳しく追及してきた渡辺氏が選挙の度に提供者を明らかにできない借金を重ねていたことである。それで選挙のための借金ではないと言い張っても、通用するだろうか。

この内部調査の実施と結果発表は、渡辺氏の潔白と党の信頼回復を狙ったはずなのに、その逆効果しか生まなかったようだ。

説明責任とは

この内部調査とともにもう一つのミスは、渡辺氏の説明責任である。説明責任とは、政治家や企業経営者など公的な人物が、不祥事などが発生した際、関係者や社会に対して説明する義務のことである。

そもそも、渡辺氏が用途を聞かれて、具体的にはただ一つ「大きい熊手」などと人を食ったような回答をしたのが、辞任劇や内部調査を招いた原因だった。

説明責任とは、単に顔を出して、曖昧で思いつきの言葉を発するだけのものではない。関係者やマスコミを相手にして、納得させ、説得させる内容を持っていなければならないのは言うまでもない。

今回の一連の出来事は、内部調査と説明責任について再考させる機会を与えた。残るのは東京地検が渡辺氏の法的責任をどう判断するかである。

問題は、今の国会議員資産公開法は、議員個人の借金は、借入先やその条件を明かす義務がない「ザル法」だということだ。

筆者紹介

大津彬裕（おおつ・よしひろ）

東京教育大学卒。昭和37年読売新聞社入社。

社会部・外報部・解説部記者を経て、共同PR社顧問。現在、PRコンサルタント。慶應、玉川、相模女子大学非常勤講師を歴任。「ブランドは広告でつukれない」（翔泳社、共訳）など著訳書多数。



新開発の緊急消防車両、続々配備／ 指揮拠点、水陸両用など／大震災の教訓活かす

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

東日本大震災は津波やがれきの影響で被災者の救援活動が思うように進まず、大規模災害時の救助態勢に多くの課題を突き付けました。この教訓を活かすため、総務省消防庁は大震災3年を機に、新開発の消防車両を次々と配備しています。

荷台が指揮本部に

同庁によると、大震災の最大の反省点は「隊員が能力を最大限発揮するための環境整備が不十分だったこと」だそうです。

大震災の被災地には、全国から延べ約11万人の緊急消防援助隊員が駆け付け、88日間にわたる救助活動を行いました。けれど3月の東北は寒く、津波浸水域での過酷な作業などで隊員は激しく疲弊。温かい食料やシャワーも不足し、薄い野営テントで震えが止まらず眠れない。これでは、いかに鍛え抜いた隊員でも士気が上がりません。

そこで開発したのが「拠点機能形成車」です。普段は巨大トレーラーのような外観ですが、被災地に到着すると、荷台部分がせり出して広さ約40平方メートルの空間が出現し、隊員の休憩所や指揮本部になります。

冷暖房を完備した大型エアテントと簡易ベッドを搭載し、隊員100人の寝泊まりが可能。調理器具やシャワー、トイレも備えており、これなら十分に英気を養えそうですね。1台1億1千万円で、3～4月に全国に6台配備しました。

がれきも踏破

災害発生時、人命救助は最初の72時間が重要とされています。しかし、大震災の被災地は津波の水とがれきに覆われ、被災者のいる場所に急行するのが困難でした。この教訓から、水陸両用のバギー（荒地地走行用の車両）が開発されました。車体の左右に4個ずつ幅広の極太タイヤを備え、全輪で駆動するため荒地での踏破性は抜群。最大30度の急斜面も登れます。

また、極太タイヤにたっぷり詰まった空気で水に浮き、タイヤの深い溝で水をかいて水上を時速4キロで航行可能。これなら、がれきも浸水域もへいちゃらですね。専用運搬車両とのセットで4千万円。3～4月、全国に15台を配備したそうです。

現行車両は、救助が必要な人の所に駆け付け、より安全な場所に運ぶ「救急車型」ですが、今後は消火活動ができる「放水車型」や、水源からポンプで水を供給する「給水車型」など、さまざまなタイプを開発。これらを連携させて、より効果的な救援活動を目指します。

自衛隊とも連携

東日本大震災では被災地での活動だけでなく、全国規模の機材・人員輸送も大きな課題でした。巨大地震や大津波で交通網が広域に寸断されたからです。緊急消防援助隊の出動人数がピークの6,835人に達したのは震災から1週間後。機材や人員を、もっと早く被災地に届ける必要がありますね。

これを受け、同庁は自衛隊との連携を強化。昨年10月、台風26号の影響で伊豆大島（東京都大島町）で起きた大規模な土砂災害では、発生4日後までに、航空自衛隊の輸送機で緊急消防援助隊員57人、救助工作車をはじめとした消防車両13台の輸送を完了しました。

このほか、被災地の様子を調べる情報収集ロボットや消火活動に当たる放水ロボット、高性能カメラで被災者を検索する無人ヘリコプターなど、さまざまな研究が進行中。同庁では「最悪の事態を想定すれば、やるべきことはまだ多い。さらに装備を充実させ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震に備えなくてはならない」と話しています。

筆者紹介

伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）

東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に「生きもの異変 温暖化の足音」（共著、扶桑社刊）、「新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説」（共著、柏書房）などがある。

誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 山端美徳

リサ この間、注文を受けた建物建設工事の注文請書に収入印紙を貼って先方に提出したら、収入印紙の額が多すぎると言われたのですが。

サキ先生 建設工事の注文請書は、通常の請負契約書より印紙税額が軽減されていますよ。
ところで、いくら多かったのですか。

リサ 記載金額が1,600万円の注文請書なのですが、15,000円の収入印紙を貼っていました。でも、調べてみると、平成26年4月から平成30年3月までに作成する建設工事の請書は、10,000円に変更になっていました。

以前、先生から「税額が変わるから、注意してね」と言われたのを思い出しました。どうすればいいでしょうか。

サキ先生 この場合、作成者である当方において差額分の還付を受けることになります。具体的には、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」の提出をすることになりますが、その際、印紙を貼った注文請書を提示する必要がありますので、先方から預かってください。そこで確認を受けることによって、多く納めた5,000円は当方の銀行口座に後日振入金されることになります。

また、注文請書については、確認印を押印のうえ返却してもらえます。

リサ 還付の手続きはいつまでに行わなければいけないのですか。

サキ先生 印紙を貼り付けた日から5年の間に請求手続きを行わなければいけません。

リサ 今回のように多く納めた場合のほかにも還付請求ができる場合がありますか。

サキ先生 印紙税がかからない文書に誤って印紙を貼った場合や、印紙を貼ったものの契約書の作成途中で書損などにより使用する見込みがなくなった場合なども、還付の対象となります。

ただし、契約書として成立した後に、修正または変更などにより、再度契約書を作成するような場合には、一旦契約が成立しているため、修正または変更前の契約書は還付の対象にはならないので注意してください。

リサ 収入印紙で使用見込みのないものも返してもらえるのですか。

サキ先生 不要になった未使用の収入印紙は、印紙税として還付を受けることはできませんし、郵便局で買い戻しもできません。

ただし、郵便局の窓口で手数料を支払って他の額面の収入印紙と交換することができます。

リサ わかりました。

そういえば、領収書に貼る収入印紙も今まで3万円未満が非課税だったのが、平成26年4月以降に交付する場合は5万円未満まで非課税となりましたね。気をつけないと！

筆者紹介

山端美徳（やまはた・よしのり）

1963年生まれ。国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。



親との同居・親孝行？ …相続税対策

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 二世帯住宅と相続税

5年前父が亡くなった時には、母が実家の土地建物を相続しました。当時、私は地方のS県にある支社勤務で、S県にあるマンションを購入して妻子とともに暮らしていました。一人っ子である私は、いずれ実家も相続することになるだろうと漠然と考えていました。

この春、東京の本社勤務となりました。現在は、S県にあったマンションを売却して、社宅に妻子とともに住んでいますが、社宅住まいも何かとわずらわしく、また、ひとり暮らしの年寄いた母も心配です。そこで、生まれ育った実家を二世帯住宅に建て替えることを計画しています。

平成27年から相続税が増税となり、我が家のような普通の家庭でも相続税がかかるかもしれないと訊きました。実家の土地（地積200㎡）の評価額は、路線価方式で40,000千円と計算されました。何か良い対策はあるのでしょうか？

A. 小規模宅地等の課税価格の特例

相続税法におけるいちばん大きな改正、元々は前政権が高齢者の年金財源等に充てようと国民に広く相続税を負担してもらうため、…→平成27年1月1日以降の相続開始から、遺産に係る基礎控除額が大幅に引き下げられることになった。相続税は、個々人の課税価格の合計額がこの遺産に係る基礎控除額を超えた場合にはじめて、遺産に課される。これまで、5千万円＋1千万円×法定相続人の数であったものが、3千万円＋6百万円×法定相続人の数へと6掛けに圧縮されることになった。これにより、相続税が課される遺産となるケースが大幅に増え、統計的には、日本全体で100人死亡した者のうち約5人のケースで相続税が課されていたものが、一挙に倍に増えると予想される。特に、首都圏など大都市圏に住む人々にとっては、相続税が無縁ではなくなった時代が到来するといえよう。そのためにも、相続税課税の基本的な仕組みといくつかの課税の特例は知っておきたいところである。

そのうちの一つが『小規模宅地等の課税価格の特例』（措法69条の4）制度である。この制度は、相続人等の欠くことのできない生活基盤となるべき宅地等については、その財産処分も相当の制約を受けることから一定の評価減をして相続税の課税価格に算入するというものである。対象となる宅地等として、特定居住用、特定事業用（不動産賃貸事業以外）及び準事業用（不動産賃貸事業）が挙げられている。設例のような一般的な家庭の場合、特定居住用宅地等についての制度を利用したいところである。そのためには、相続等する宅地等が①被相続人の居住用②原則として、相続人が被相続人と同居、かつ、相続後も居住継続するという2つの条件を満たすことである。建物内部において1階（親居住）と2階（子居住）がつながっている二世帯住宅などこれらの条件を満たせば、実家の土地を特定居住用宅地等として、地積240㎡まで評価額を80%減少してから課税価格に算入できるようになっている。設例においては、二世帯住宅に建て替え後、 $40,000千 - 40,000千 \times 80\% = 8,000千$ が相続税の課税価格に算入される。つまり、課税される遺産総額がかなり減少することになる。親と同居し、親孝行することが節税対策となっている。平成26年からは、1階と2階に分かれ、外階段でつながっている二世帯住宅も特例の適用対象となった。また、平成27年からは、特定居住用宅地等について地積330㎡までに評価減が拡大されることになっている。

ところで、統計によれば、高齢者世帯の資産保有高は、全国平均で5,900万円余りだそうである（森信茂樹著『日本の税制』）。大都市圏だけ取り上げれば、当然、資産保有高はこれより多くなる。にもかかわらず、ほとんどの相続において、子が親の資産保有高を把握していることは、まずない。従って、相続税対策もおこなわれないケースがほとんどである。

法人会功労者表彰式

6月17日（火）横浜ベイホテル東急において、一般社団法人神奈川県法人会連合会第36回通常総会・法人会功労者表彰祝賀会にて法人会功労者表彰式が開催されました。

全法連功労者受賞者 (単位会関係)



藤田 幸男 北信興業(株)
古濱 日宏 三進工業(株)

県法連会長功労者受賞者 (単位会関係)



島田 典子 島田電設工業(株)
石川 弘行 (株)石川商事
菊池 敏子 (株)菊池電業社

県法連法人会 功労者受賞者



後藤 敏幸
(株)後藤ライト工業所

活動報告

4/24(木)

平成26年度 第1回理事会

会 場：川崎日航ホテル

第1号議案 平成25年度 事業報告及び収支決算承認の件

第2号議案 ①会員増強表彰者への感謝状について

②全法連・県法連会長感謝状受賞候補者について

税務署より松沢副署長、松浦第一統括官、久保田上席国税調査官が出席され、梶川会長が議長になり議案審議に入り、満場一致で承認された。



5/12(月)

源泉部会報告会

会 場：サンピアンかわさき

議 案：平成25年度事業報告承認の件

平成25年度収支決算報告承認の件

平成26年度事業計画案承認の件

平成26年度収支予算案承認の件

また、報告会の中で25年度研修会を多く参加された方への皆勤賞及び精勤賞の授与が行われ、対象者への授賞式も行われました。



5/13(火)

女性部会報告会

会 場：コミュニティーハウスさくら



5/28(水)

青年部会報告会

会 場：コミュニティーハウスさくら



5/22 木

社員研修講座「ビジネスマナー講座」

会 場：川崎市産業振興会館
講 師：株式会社SUGIコーポレーション
代表取締役 杉本 直鴻 氏

定例の社員研修講座。今回は「ビジネスマナー講座」と題しまして新入社員からベテラン社員まで幅広くさまざまな業種の方に参加して頂きました。電話対応や来客対応、また挨拶、礼儀、言葉使いなどビジネスの基本を研修しました。講師による説明が、ビジネスにおける状況を的確に表されており、また講義も聞くだけでなく、名刺交換など実践を交えながらとても理解しやすい研修でした。



4/11 金

源泉部会研修会

会 場：川崎南税務署 5階 会議室
研修会：「源泉徴収事務（基本編）」
講 師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官



5/21 水

新設法人説明会

会 場：川崎南税務署 5階 会議室
講 師：東京地方税理士会 担当税理士
川崎南税務署 担当官



5/14 水

決算法人説明会

会 場：川崎南税務署 5階 会議室
講 師：東京地方税理士会 担当税理士
川崎南税務署 担当官



5/8 木

日帰りバス研修旅行
～三保の松原と明治製菓東海工場見学～5/12月
～10日間

初級簿記講習会

会 場：コミュニティハウスさくら
講 師：東京地方税理士会 川崎南支部
橋本 光志 先生



6/3 火

女性部会研修会

会 場：コミュニティハウスさくら
研修会：「最近の税制改正について」
講 師：川崎南税務署 法人課税第1部門
久保田 一弘 上席国税調査官



～ 珍しい「足外来」があるのをご存知ですか？ ～

足外来開始

『川崎クリニック「足外来」診療開始』
現在、重症化する前に足を診る専門
病院(外来)は全国的にほとんどあり
ません。足の病気は、どの科にかか
ればよいかわかりません。『足の事な
ら何でも診る』という思いで、足外来を
川崎クリニックでは行っております。

具体的には透析・糖尿病患者の下肢
切断の予防をはじめ、潰瘍や巻き爪、
外反母趾、胼胝、鶏眼、痺れ、痛みな
どの足疾患の総合窓口としての役割
を担っています。また、川崎幸病院を
はじめとした地域の医療機関と連携
にも力を入れ治療にあたっています。

医師・看護師・義肢装具士による同
時3診体制で、診療日は第1,3月曜
(祝日は休診)。5月19日より診療開始
で、4月は7,21日にプレオープンとし
て約60名の方が受診されました。
5月からは、整形外科も開設、リハビ
リテーション室も併設し、更なる地域
の需要に応じていきます。

足の病気

爪のトラブル

陥入爪
爪白癬
爪甲肥厚、二段
爪

足の痺れ

足根管症候群
糖尿病性末梢神経
障害
モートン神経腫

皮膚トラブル

足白癬
皮膚炎
多汗症

足の痛み・潰瘍 等

足底筋膜炎
趾 / 足関節炎
痛風 / 偽痛風
糖尿病性潰瘍
虚血肢(動脈性)
静脈うっ滞性潰瘍

角質の肥厚

胼胝(タコ)
鶏眼(イボ)
ウイルス性疣贅

足の腫瘍

ガングリオン
脂肪腫
皮膚腫瘍

足の変形

外反母趾
ハンマートウ
外反扁平足
凹足
強剛母趾
短趾症

主な足の病気

かんにゅうそう 陥入爪



陥入爪(巻き爪)とは足の爪が皮膚に食
い込んでしまう状態のことで、悪化する
と疼痛や細菌感染などを伴います。
爪の切り方の指導や10分程度の手術で
対応します。

外反母趾(足の変形)



扁平足などが原因で、足の親ゆびが外
に曲がってしまう
進行性の疾患です。靴の選び方の指導
や専用インソールの作成、また、骨切り
手術による矯正を行います。

足の痛み



原因は様々で、まずは足の状態を把握
することで治療方針を決定いたします。

担当の桑原です



担当医師
桑原 靖
(形成外科)

協力・連携

足の病気は複数の診療科の治療/
検査が必要な場合があります。当外
来では、様々な状態に迅速に対応す
べく、院内外の医師や専門家と連携
をとっております。

また、他の医療機関からのご紹介
もご要望(検査/セカンドオピニオン/
装具など)に応じた対応をさせて頂き
ます。

受診時の注意事項

- ◇ 普段お使いの靴でお越しください。
- ◇ スtocking、短めのスカートはお
避けください。
- ◇ 脱ぎやすい靴下でお越しください。
- ◇ 予約制ですが、お待ち頂く場合も
ありますのでご了承ください。
- ◇ 足の指のマネキュアは、剥がして
ください。

診療時間

第1第3月曜日
※祝祭日は休診
午前9:00～12:00
午後14:00～17:00

予約制
予約電話番号
044-222-9259

住所
〒210-0024
川崎市川崎区日進町7-1
日進町ビルディング6F

消費税簡易課税制度の改正のお知らせ

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率が見直しされました。

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率について、現行の第四種事業のうち、金融業及び保険業を第五種事業とし、そののみなし仕入率を50%（現行60%）とするとともに、現行の第五種事業のうち、不動産業を第六種事業とし、そののみなし仕入率を40%（現行50%）とすることとされました。

事業の種類		のみなし仕入率 【改正前】	のみなし仕入率 【改正後】
卸売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小売業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製造業等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
その他事業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

【適用開始時期】

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

【簡易課税制度の改正に係る経過措置の内容】

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前ののみなし仕入率が適用されます。

（注）平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後ののみなし仕入率が適用されます。

○不動産業（第六種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係《例》

【3月31日決算法人の適用例】

《▲=消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自 25.4.1 至 26.3.31	自 26.4.1 至 27.3.31	自 27.4.1 至 28.3.31	自 28.4.1 至 29.3.31	自 29.4.1 至 30.3.31
① 25. 3. 31 以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
② 26. 3. 27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③ 26. 9. 26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④ 26. 10. 6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

詳細等につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) 掲載の「消費税法令の改正等のお知らせ（平成26年4月）」をご覧ください。

予備自衛官補制度（一般・技能公募）のお知らせ

一般の社会人や学生でありながら、災害発生時等に、自衛官として社会に貢献する予備自衛官を育成する制度です。

一般と技能の公募コースがあり、一般公募では採用年齢の方なら、どなたでも応募可能です。
技能公募では、語学や医療技術、整備などの分野に精通した方が応募することが出来ます。
一般公募は3年以内に延べ50日間、技能公募は2年以内に延べ10日間の訓練を履修します。

区 分	一 般	技 能
応募資格	18歳以上34歳未満	18歳以上で保有する技能に応じ53歳～55歳未満
身 分	非常勤の特別職国家公務員	
訓練日数	3年以内に50日	2年以内に10日
処 遇	月額7,900円(395,000円／3年)	月額7,900円(79,000円／2年)
訓練場所	横須賀市（陸上自衛隊 武山駐屯地）	



一般公募の教育訓練(一例)

段階	第1段階(延べ20日間)	第2段階(延べ20日間)	第3段階
課目	精神教育・サービス・体育		
	基本教練	戦闘訓練 格闘	戦闘訓練
		野外勤務 通信 特殊武器防護 野戦士及び救急法	野戦勤務
			武器訓練及び射撃 実弾射撃

【下記種目の募集業務を行っています】

種 目	受験資格(年齢制限) (細部はお問い合わせ下さい)	受付期間	試 験 日
防衛医大 医学科(男・女)	高卒(見込含)～21歳未満	9月5日～9月30日	11月1日・2日
防衛医大 看護学科(男・女)			10月18日
防衛大学 推薦(男・女)		9月5日～9月9日	9月27日・28日
防衛大学 総合選抜(男・女)			9月27日
防衛大学 一般前期(男・女)		9月5日～9月30日	11月8日・9日
航空学生パイロット(男・女)	18歳以上27歳未満	8月1日～9月9日	9月23日
一般曹候補生(男・女)		8月1日～9月9日	9月19日 または 9月20日
自衛官候補生(男子)		細部はお問い合わせ下さい	細部はお問い合わせ下さい
自衛官候補生(女子)		8月1日～9月9日	9月27日
高等工科学校 推薦(男子)	中卒(見込含)～17歳未満	11月1日～12月5日	27年1月10日～12日(内1日)
高等工科学校 一般(男子)		11月1日～27年1月9日	27年1月24日

お問い合わせ、資料のご請求先



自衛隊神奈川地方協力本部 川崎出張所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町7-1 三陽会館ビル3F

TEL : 044-244-5449 FAX : 044-244-5441

kawasaki-kanagawa@rct.gsdf.mod.go.jp

新入会員のご紹介

(平成26年4月1日～平成26年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	㈱08スタジオ級建築士事務所	八木重朝	本町2-13-4-803	建築設計監理業務	事務局
中央	L C N ㈱	林均剛	小川町17-16	内装工事業	A I U 保険会社
中央	㈱モトス	鈴木久美	池田1-5-4	除菌消臭剤販売	事務局
南	三友環境サービス㈱	今井伸久	浅野町1-12	一般・産業廃棄物収集運搬処分業	神奈川特殊車輛㈱
南	㈱山登内装	山口道登	大島3-32-12-101	内装業	大同生命保険㈱
南	㈱L I S W A Y	村井好信	追分町5-6 コスモアベニュー1102	ネットショップ	㈱川崎保険センター
東	(一社)アジアサイエンスカフェ	横山渉	殿町1-18-11 メゾーン双葉1F	シェアオフィスの賃貸	㈱一心屋
幸	Betro systems㈱	城之内忠夫	南加瀬2-26-4	ITコンサルティング・業務改善・システム開発他	島田電設工業㈱
幸	平沢運輸 ㈱	平沢恒久	堀川町580 ソリッドスクエア東館10F	貨物運送・荷役業	事務局
幸	㈱眞和	小川明美	幸町1-987-3	総合建設業	大同生命保険㈱
幸	ブルームスカイ ㈱	大内智秀	小倉3-11-15	生花販売	㈱太陸
幸	㈱ゆず	柴田信博	古市場1740-1 サンハイツ105	介護	㈱川崎保険センター
賛助会員		南郷昭	京町2-24-4 セソール川崎京町ハイランズファーストピア312		事務局

川崎南法人会 主要事業予定

26年7月

2日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：10

3日木

●第2回 広報委員会

会場：アルパトロス
時間：16：30～17：30

9日水

●第1回 公益事業推進委員会

会場：まるだい
時間：18：00～19：00

11日金

●第2回 公益事業推進委員会

会場：川崎信用金庫 本店
時間：16：00～17：00

17日木

●青年部会 相続税研修会

会場：パナホーム会議室
時間：18：00～19：00
テーマ：「相続税について」
講師：第一ハウジング㈱
加藤 豊 氏

24日木

●租税教室&映画鑑賞会

会場：サンピアンかわさき
1 部：租税教室
時間：13：00～13：45
2 部：映画鑑賞会（怪盗グルーのミニオン危機一発）
時間：14：00～15：40

26日土

●県連主催「ヤビツ峠」下草刈

場所：秦野市ヤビツ峠

28日月

●社員研修講座

会場：東海道かわさき宿交流室
時間：13：30～16：30
テーマ：「結果を出す提案営業のすすめ方」
講師：経営教育コンサルタント
雨宮 利春 氏

29日火

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：00

8月

6日水

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：10

23日土～24日日

●第21回 かわさきロボット競技大会

会場：川崎市産業振興会館
予選：23日(土) 8：00～18：00
決勝：24日(日) 8：30～18：00



生活習慣病健診のお知らせ

平成26年 法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成26年9月2日(火)・5日(金)2日間 (受付時間9：30～11：00)

場所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

詳細は後日、会員様に郵送してご案内いたします。

まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時

7月の相談日／1日(火)、8日(火)、15日(火)、22日(火)

8月の相談日／19日(火)、26日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
相談については事前に事務局までご連絡ください。
(☎044-233-4852)